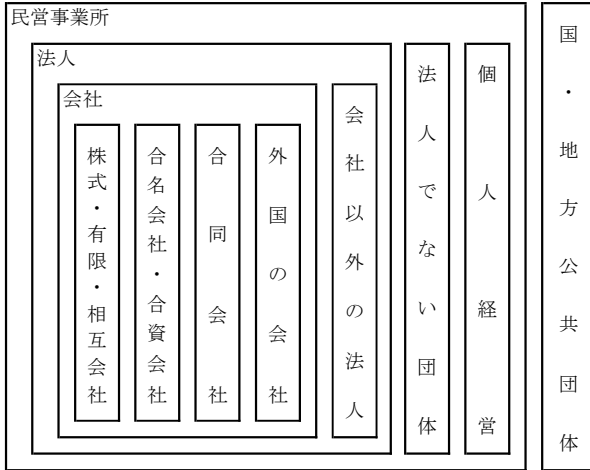


集計対象と範囲

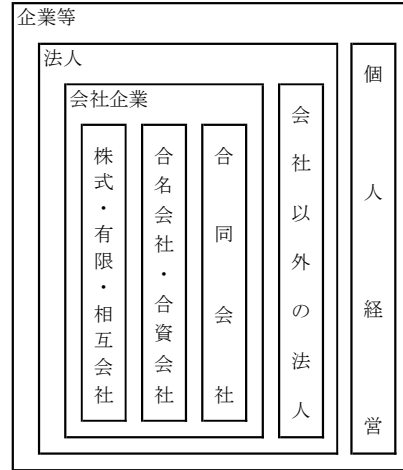
1 集計対象の位置づけ

事業所



※令和3年の活動調査は、国・地方公共団体の事業所も対象として実施。

企業



※外国の会社（本社が外国にある会社）は含まない。

2 事業所を対象とした集計と企業等（会社企業）を対象とした集計の範囲

事業所数、従業者数、企業従業者数、常用雇用者数、企業常用雇用者数、売上（収入）金額、費用総額及び純付加価値額は、下図のように、集計対象が事業所もしくは企業等（会社企業）であるかにより集計範囲が異なる。

集計対象が事業所の場合は、東京都に存する事業所の数値が集計範囲になる。集計対象が企業等（会社企業）の場合は、当該企業の本所等が東京都に存していれば、東京都以外の地域に存する当該企業の事業所の数値も集計範囲に含まれる。

